

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第31号

瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市病児保育施設の設置及び管理に関する条例（令和元年瀬戸市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設時間)

第2条 瀬戸市病児保育施設（以下「病児保育施設」という。）の開設時間は、午前8時30分から午後7時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開設時間を変更することができる。

(休日)

第3条 病児保育施設の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休日を変更することができる。

(登録の手続)

第4条 条例第7条の規定による登録を受けようとする者は、瀬戸市病児保育施設登録申込書を市長に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第5条 条例第8条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸市病児保育施設利用許可申請書（以下「申請書」という。）に瀬戸市病児保育施設利用連絡票を添え、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、病児保育施設を利用しようとする日の午前10時までに、申請書を病児保育施設に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、病児保育施設の利用の許可をしたときは、瀬戸市病児保育施設利用許可通知書を申請者に交付するものとする。

(利用料)

第6条 条例第11条第2項の規則で定める額は、1日につき3,000円とする。

2 条例第11条第1項の利用者は、利用料を市長が定める日までに納付しなければならない。

(事業の委託)

第7条 市長は、条例第4条に規定する事業の全部又は一部を委託することができる。

(様式)

第8条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の規定に基づく登録の手続その他の準備行為は、施行の日前においても行うことができる。